

令和7年度 奈良県県有施設広告募集要領

1 募集の趣旨

奈良県では、県有施設を広告媒体として活用する事業の一環として、施設の屋内壁面に掲出する広告を募集します。この事業による広告収入は、県の財源として県民サービスのために活用しております。

2 募集の概要

(1) 広告枠について

広告は全てB2サイズ（縦728mm×横515mm）です。各施設における広告枠の設置場所は、別紙をご参照ください。

※県庁本庁舎のエレベーターは観光目的のご利用も多く、県内観光の重要なPRの機会となるため、観光協会等の県内の観光振興に係る広告のみを対象とします。

※橿原文化会館は芸術文化の振興ならびに芸術文化情報の発信を目的に設置された施設であるため、同館の設置目的に合致した内容の広告を対象とします。

施設	場所	枠数	広告掲出料等(税込)	
			月額	年額
県庁本庁舎	エレベーター	4	5,600円	67,200円
	食堂前通路	6	5,600円	67,200円
県庁分庁舎	エレベーター	3	4,070円	48,840円
郡山総合庁舎	東玄関ホール	2	4,170円	50,040円
橿原文化会館	グランドホール	3	4,370円	52,440円
図書情報館	エレベーター	1	4,880円	58,560円
	階段	3	4,880円	58,560円

- 掲出期間は原則1ヶ月を単位とする3ヶ月以上の期間でお申込みください。
- 広告掲出料等には、「広告掲出料」と行政財産の目的外使用にかかる「行政財産使用料」が含まれます。行政財産使用料は、奈良県行政財産使用料条例（昭和39年3月31日奈良県条例第42号）及び奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和39年3月31日奈良県規則第64号）に基づき、納付していただくものです。
- 広告掲出料等は、当該月の掲出日数によらない月極の金額とします。

(2) 広告掲出期間について

〔広告掲出期間〕令和7年4月～令和8年3月

(3) 掲出開始日と掲出終了日について

掲出開始日は各月1日、掲出終了日は各月末日です。掲出開始日が休館日の場合は、その日以後で休館日でない最初の日とし、掲出終了日が休館日の場合は、その日以前で休館日でない最後の日とします。各施設の休館日は次の通りです。

〔県庁本庁舎・県庁分庁舎・郡山総合庁舎〕土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

〔橿原文化会館〕木曜日（祝日の場合は翌日以降の平日）、12月28日～1月4日

〔図書情報館〕月曜日（祝日、振替休日の場合はその次の平日）、毎月月末（土・日・月曜日の場合はその前の平日）、12月28日～1月4日、その他図書点検等による休館あり

(4) 申込みについて

下記のとおり申込みを受け付けます。広告掲出申込書に必要事項をご記入のうえ、その他の必要書類を添えて、郵送、持参またはメールにてご提出ください。なお、申込みにあたっては、必ず奈良県県有施設広告掲出要綱（以下「要綱」という。）及び奈良県県有施設広告掲出基準（以下「基準」という。）をご確認願います。

①必要書類

1. 広告掲出申込書（要綱第1号様式）

※令和3年度募集から第1号様式を変更するとともに、申込者の押印や代理人申込にかかる委任状を廃止していますのでご注意ください。

2. 広告図案等

3. 広告主に係る資料

※申込者が国及び地方自治体の場合は不要です。

(ア)会社概要等

会社のホームページのコピー等、業務内容がわかるもの

(イ) 申込者が法人の場合には、法人登記（履歴事項全部証明書等）の写し及び役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日を記載したもの

(ウ) 申込者が個人の場合には、申込者の氏名、ふりがな、住所、生年月日を記載したもの（運転免許証等）

(エ)奈良県税納税証明書

県税全項目について滞納のないことを証明するもので交付日より3か月以内のもの

※ご提出頂きました資料は、広告掲出に係る審査の目的以外では使用いたしません。

②受付期間

受付開始：令和7年1月20日(月)午前9時

受付終了：令和7年2月19日(水)午後5時

※同広告枠に複数者応募の場合は抽選にて掲出者を決定します。

ご持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。郵送の場合は、受付終了日の午後5時までに配達されているもののみ受け付けます。

③受付期間終了後

上記受付期間を過ぎても申込者のない広告枠がある場合は、先着順で随時申込みを受け付けます。その場合、提出を希望される月の前月の15日までに必要書類をご提出ください。

④申込先

奈良県総務部管財課管理係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（本庁舎1階）

メールアドレス kanzai@office.pref.nara.lg.jp

【参考】申込みから広告掲出までの流れ

(申込者)

(県)

①「広告掲出申込書」に添付書類を添えて提出

②提出書類を審査し、広告掲出可否の決定通知を送付(審査の結果、掲出できない場合あり)

③広告掲出決定通知を受領後、「承諾書」及び「行政財産使用許可申請書」を提出

④「行政財産使用許可書」、「広告掲出料の納入通知書」及び「行政財産使用料の納入通知書」を送付

⑤納入通知書により広告掲出料等の支払
広告の現物を掲出の一週間前までに郵送または持参

⑥掲出開始日より広告を掲出

3 年度内の掲出延長の申込みについて

年度途中で、掲出の延長を希望される場合、掲出延長申込書に添付書類を添えて、掲出の延長を希望される月の前月の15日までに提出ください。また、その際に広告の内容を変更する場合は、広告変更届及び広告図案をあわせて提出ください。

審査のうえ、掲出決定した場合、年度内に限り掲出を延長します。

4 広告に関する制限

(1) 業種・事業者に関する制限について

次のいずれかに該当する業種または事業者に係る広告は掲出できません。なお、広告掲出中において該当するに至った場合も同様とします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの
- ② 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- ③ 県の指名停止措置または資格停止措置を受けている事業者
- ④ 次のいずれかに該当する事由があると認められるもの

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ⑤ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法（平成15年6月13日法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- ⑥ 業種または商品の性質上、消費による事故またはトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- ⑦ 営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- ⑧ 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの
- ⑨ 県税を滞納しているもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの

(2) 広告内容に関する制限について

広告の内容が次のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは掲出できません。なお、広告掲出中において該当するに至った場合も同様とします。

- ① 法令、条例、規則、通達等に違反するもの
- ② 公序良俗に反しているものまたは青少年の健全な育成を阻害するもの
- ③ 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- ④ 政治性や宗教性のあるもの
- ⑤ 虚偽であるものまたは誤認されるおそれのあるもの
- ⑥ 内容または責任の所在が不明確なもの
- ⑦ 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）
- ⑧ 個人の氏名広告
- ⑨ 比較広告
- ⑩ 良好な景観の形成または風致の維持等を害するもの
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの

【広告の変更手続きについて】

掲出期間中に広告掲出物を変更する場合は、次のとおりとします。審査後、新しい広告の掲出を開始いたします。

	広告変更届及び広告図案	広告の現物
本庁舎・分庁舎掲出分	1週間前までに管財課まで提出	前日までに管財課まで提出
本庁舎・分庁舎 以外の施設掲出分	2週間前までに管財課まで提出	1週間前までに管財課まで提出 間に合わない場合は前日までに掲出 施設まで提出

5 注意事項

(1) 審査について

県は申込みを受け、その内容等について審査します。なお、要綱及び基準に基づいて掲出できない場合や、審査に時間を要し希望された掲出開始日とはならない場合があります。県有施設の公共性についてご理解いただきますようお願いいたします。広告内容について疑義がある場合は、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

(2) 広告の作成について

広告の作成は、広告主の責任と費用負担で行ってください。

(3) 広告掲出料等の返還について

納付された広告掲出料等は返還いたしかねます。ただし、広告主の責めに帰さない事由によって広告を掲出できなかった場合は、その全部又は一部を返還します。返還する広告掲出料等は、掲出しなかった日数に応じて日割計算により算出します。

(4) 責任の所在について

広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。また、第三者から、広告の掲出による苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとします。

6 お問い合わせ先

奈良県 総務部 管財課 管理係

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話：0742-27-8406

FAX：0742-22-7431

URL：<https://www.pref.nara.jp/34038.htm>